

佐賀県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年六月三十日から平成二十一年七月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		区域	
	区	間	後	前		
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町二ノ瀬字柳ノ元甲八三一番一地从先から西松浦郡有田町二ノ瀬字一本谷甲一七〇九番五地先まで		変更前	後	幅員 メートル	
			後	前		延長 メートル
			三〇・五	七四八・六		
			一五・〇			